

遠隔離島における
産学官連携型の
海洋関連技術開発
公募要領
(随時公募)

内閣府総合海洋政策推進事務局

国土交通省

1. 公募の主旨

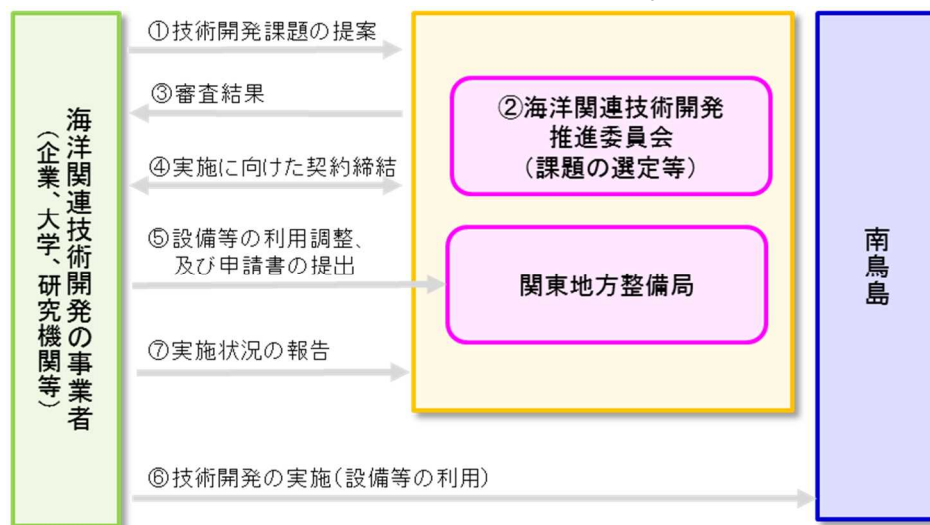
四面を海に囲まれ、国土も狭隘な我が国にとって、排他的経済水域等は、天然資源及び海洋における再生可能エネルギーの開発・利用、海洋環境の保全、科学的知見の取得等の場として極めて重要なものであることから、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画（平成22年7月13日閣議決定）」では、その基礎となる低潮線の保全及び特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における拠点施設の整備等の措置を講ずるとされており、併せて、特定離島を拠点とした活動の目標が盛り込まれているところである。

特定離島を拠点とした活動を促進させるためには、民間の知見も活用しつつ取組を促進していくことが重要であるため、内閣官房総合海洋政策本部事務局及び国土交通省は平成25年度に「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。

平成26年度には南鳥島での実証を希望する技術開発課題の公募を行い、6件の課題を選定し、現在技術開発の実証等を実施しているが、今般、新たに現地実証を希望する技術開発課題の公募を行うこととする。

2. 公募から技術開発実施までの流れ

公募から技術開発実施までの流れは以下のとおり。



3. 公募について

3. 1 公募の実施主体

公募の実施主体は、内閣府総合海洋政策推進事務局及び国土交通省とし、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（事務局：内閣府総合海洋政策推進事務局及び国土交通省総合政策局技術政策課）において、提案課題の審査を行うものとする。

3. 2 公募対象

海洋活動の拠点として整備中の南鳥島等の一部施設（空間）を、海洋エネルギーの利用、海洋鉱物資源開発、気象海象観測等海洋関連技術に係る先端的技術の現地実証の場所として、技術開発を行う者と技術課題を募集対象とする。なお、本募集に対し、実施主体として課題を提案する者は、民間企業、大学、独立行政法人等の機関に所属する者とする。

なお、本公募は技術開発の実施希望者が自ら必要経費を確保することを前提として実施するものである。

3. 3 技術開発対象課題

技術開発課題として、以下のいずれかに該当するものを本公募の対象とする。

- ① サンゴ増殖技術の開発
- ② 海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた技術開発
- ③ 自然環境をいかした新素材等の開発
- ④ 島の特徴をいかした環境関連の観測、生態系、地球内部構造、海洋循環構造に関する観測、海洋データの収集
- ⑤ 活動拠点としての環境整備に関連する技術開発
- ⑥ 海洋鉱物資源開発に関連する技術開発
- ⑦ 漁場等の水産基盤に関連する技術開発

3. 4 技術開発課題の選定

3. 4. 1 審査方法

提出された提案書について、参加資格等の要件を満たしているか等を確認した後、提案書の内容について、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」において提案課題の審査を行うこととする。その後、事務局にて所要の手続きを経て、採択課題を決定する。

なお、施設の利用条件（6. 参照）に関する関係省庁等の意見や現行の技術開発施設設置エリアの使用状況等を考慮して、実施方法や実施場所の変更を条件とする場合がある。

3. 4. 2 審査基準

提案課題の中から選定するに当たっての評価は、以下の7つの観点から行うこと

とし、その他提案書の記述内容も踏まえた上で、委員会メンバーが総合的に評価するものとする。

① 公益性

- 国や社会のニーズへの適合性を有すること。

② 先端性

- 独創性、革新性、先導性、発展性等の科学的、技術的意義を有すること。

③ 技術的フィージビリティ

- 撤去を含め、技術開発の実行計画（実施体制を含む）が妥当・確実なものであり、調査・研究に係る計画の内容を確実に実施可能であること。

④ 実効性に係るフィージビリティ

- 技術開発の目標（技術開発の成果による経済社会的効果）が妥当であること。

⑤ 場所特性

- 遠隔離島で技術開発を行うことについての経済的・技術的な意義を有すること。

（技術開発の促進、技術開発コストの低減、民間のリスクの軽減による事業化支援、人材の育成、現地実証試験による国際標準への対応など）

⑥ 現地環境配慮

- 現地環境の保全を確保できるものであること。

※ 具体的な実施内容について、調整・変更が必要になることがある。

4. 資格要件

提案は、技術開発の実施主体の代表者（以下「開発代表者」という。）が行うものとする。開発代表者は、以下のいずれかに該当すること。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関に所属する研究者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- ② 研究を主な事業目的としている、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。
- ③ 日本に登録されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者。
- ④ その他、委員会が適当と定める者。

5. 提案書の提出

5. 1 提案書書式

応募に用いる提案書の書式については別紙の通りとし、必要に応じ、補足資料を添付するものとする。

5. 2 提出先

提案書類の提出先及び本公募に関する問合せ先は次の通り。なお、提出書類を持参、郵送（簡易書留に限る）することにより応募することも可能である。その際は、書類に加えCD-R等でデータについても提出すること。

また、持参、郵送にて応募する際には事前に事務局へ必ず連絡をすること（研究代表者名及び所属機関等を確認する）。事前に事務局に連絡の無い提案書類は受け付けない。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階
国土交通省総合政策局技術政策課

遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当

TEL : 03-5253-8111（内線25634）

FAX : 03-5253-1560

E-mail : hqt-giseika-koubo2@gxb.mlit.go.jp

ホームページ : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/gijyutu/remoteland.html>

5. 3 留意事項

- (1) 提出書類は日本語で記載のこと。
- (2) 提出された提案書類について、提案要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする場合がある。なお、提案書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めない。また、採択後においても提案書類の記載内容の変更は原則認めない。

- い。
- (3) 提案書類をはじめ、提出された提案関係書類は返却しない。
 - (4) 採択された技術開発課題については、その開発計画の概要を公表することがある。
 - (5) 課題の採択を受けた者は、当該技術開発で知り得た共同研究者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底すること。

5. 4 個人情報等の取扱い等

- (1) 提案書は、提案者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しない。ただし、国等の研究資金制度による補助金又は委託費を使用する技術開発課題は、研究資金制度の重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがある。(本研究において、国等の研究資金制度による補助金又は委託費を使用することを妨げるものではない。)
- (2) 審査結果については、申請者に通知する。また、採択課題については、採択課題名、申請者名等を国土交通省のホームページ等で公表する。

6. 施設の利用条件

遠隔離島における施設の利用に関する条件は次のとおりとする。ただし、個別の提案内容や意見を踏まえ、関係省庁等と調整の上、見直しを行うことがあり得る。

6. 1 実施方法、実施場所

- (1) 技術開発・実証試験の実施方法は、国土交通省と実施主体の間で事前に十分に調整を行う。また、実施に係る安全確保については、実施主体が負うものとする。
- (2) 技術開発・実証試験の場所は、今後の調整を踏まえ、国土交通省の指定する場所とする。
- (3) 南鳥島は、気象庁南鳥島気象観測所において、国際的な監視体制であるWMO 全球大気監視計画に基づく観測等を行っているため、これら活動への影響に配慮するものとする。また、実施にあたっては必要に応じ気象庁と相談の上、技術開発・実証試験を行うものとする。
- (4) 整地されていない場所においては、不発弾等の危険物が埋まっている可能性があるため、新たに整地を行う場合は、実施主体の責により、磁気探査による安全確認を行うものとする。
- (5) 実施主体は、技術開発で使用予定の電気、水等の必要なリソースを自ら手配することを基本とするが、各実施主体間等からの融通又は提供が可能な場合がある。その場合は、関係者等と費用等に関して別途調整を行うものとする。
- (6) 技術開発・実証試験の実施にあたっては、実施主体の責により、各種法令・条例を遵守するものとする。

6. 2 居住及び生活

- (1) 国土交通省が所有する建物を使用することができる。
- (2) 居住する場所は、国土交通省との調整を踏まえ、国土交通省が指定する場所とする。
- (3) 居住に必要な電気・上水等、及び食事については、国土交通省と協議する。
- (4) 居住に必要な生活物資については、実施主体が確保する。
- (5) 南鳥島における生活方法については、事前に国土交通省と調整を行う。

6. 3 実施費用及び原状回復

- (1) 公募により選出された技術開発・実証試験の実施主体は、その実施費用を負担する。
- (2) 使用土地及び居住建物の使用料は、事前に土地及び建物の所有者と調整を行う。
- (3) 使用した土地は、試験終了後、実施主体が原状回復を行う。また、居住した建物は、退去完了後、実施主体が原状回復を行う。

6. 4 通信

- (1) 現地では、携帯電話（ソフトバンクに限る）は利用可能である。利用料金は国内と同等である。ただし、週1回1日程度の通信遮断、及び衛星の蝕の時期（1ヶ月程度）は、通信の使用時間に制限がある。
- (2) インターネット環境は、携帯電話による利用となり、通信容量に制限がある。
- (3) 衛星電話（ワイドスターⅡ・イリジウム）を使用することができる。ただし、実施主体は、衛星電話機器の準備を行い、通信費用を負担するものとする。

6. 5 交通手段

- (1) 実施主体は、関係省庁の業務に支障のない範囲で、以下の交通ルートを利用できる。輸送等に要する費用については、応分を自己負担とする。具体的な手続きは、関係省庁と別途調整するものとする。
 - ① 二ヶ月に1回 資材等運搬船（国土交通省）※
 - ② 不定期 資材等運搬船※特定離島港湾施設の整備事業が行われる期間に限る
- (2) 輸送等にかかる資材の故障等について関係省庁は責任を負わないものとする。また、業務の都合により、利用できなくなる場合がある。その場合、関係省庁は責任を負わないものとする。
- (3) 独自で船舶を確保し特定離島港湾施設を利用する場合は、事前に使用許可申請書を提出し、許可を受けるものとする。

6. 6 その他

本規定に定めのない事項及び疑義については、実施主体と国土交通省との調整・協議により決定する。

7. 覚書

委員会における審査結果等を踏まえ採択された技術開発課題に関し、提出された計画書に基づき覚書を締結する。この場合において、技術開発計画（様式）の修正を求める場合がある。

なお、覚書については、国土交通省総合政策局技術政策課及び港湾局海洋・環境課と研究代表者の所属する機関との間で結ぶものとする。

8. 実施者の責務等

課題採択後、覚書を結んだ主体は、技術開発推進上のマネジメント、技術開発成果の発表等、技術開発の推進全般について責任を持ち、特に、申請書の作成や定期的な報告書等の提出等については、申請者の責任の下一括して行うこと。

その他国が定めるところにより義務が課されることがある。

9. 技術開発の成果について

- (1) 技術開発の結果得られた知財等の成果は、実施主体に帰属する。
- (2) 本公募で行った技術開発によって得られた成果について、公表可能な成果報告書を3部及びCD-R又はDVD-Rに保存した電子ファイルを提出すること。
※国土交通省は提出された技術開発成果報告書を自由に公開できるものとする。
- (3) 得られた技術開発成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に技術開発成果の公開・普及に努めること。なお、新聞、図書、雑誌論文等による技術開発成果の発表に際しては、本公募において達成した成果であることを明記し、公表した資料については提出すること。
- (4) 技術開発期間終了後、実施主体に対して、技術開発成果の応用化、実用化状況等の調査の協力を要請する場合がある。

10. その他

- (1) 南鳥島等の一部施設や技術開発等の実証区域は限られているため、委員会が採択する提案の数と内容には一定の制約がある。
- (2) 実施主体は、技術開発に当たって、現地環境の保全との調和が図られるよう十分配慮する。
- (3) 実施主体は、遠隔離島の港湾施設等国有財産を利活用するのに適する者とする。
- (4) 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の主旨に支障をきたす懸念がある提案内容は、採択されない場合がある。

11. 問い合わせ先

問い合わせ先(1) 【提案書提出先】	(公募、南鳥島の現況等) 国土交通省総合政策局技術政策課 遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当
住 所(1)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階
TEL(1)	03-5253-8111 (内線25-634)
FAX(1)	03-5253-1560
E-Mail(1)	hqt-giseika-koubo2@gxb.mlit.go.jp
受付時間等	月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)9:30～12:00、13:00～18:15
問い合わせ先(2)	(低潮線保全法基本計画、本委員会の趣旨等) 内閣府 総合海洋政策推進事務局 遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当
TEL(2)	03-6257-1959
FAX(2)	03-3504-8132
E-Mail(2)	hiroki.shibata.p3s@cao.go.jp
受付時間等	月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)9:30～12:00、13:00～18:15